

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当） （06-6208-9319）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定（変更）
概要	建築物の建築計画が、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第17条第3項に規定する基準に適合し認定された建築物で、計画の変更を行う場合は、認定の申請が必要になります。認定された計画は、容積率の特例、税制上の特例措置、低利の融資を受けることができます。
根拠法令等 及び条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）第18条 <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379342.pdf">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001379342.pdf</a> 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）施行規則第8条、第11条 <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001597788.pdf">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001597788.pdf</a> 高齢者、障害者が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（以下「省令」という。） <a href="https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001597791.pdf">https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/content/001597791.pdf</a>
審査基準	○認定建築主等は、第17条第3項の認定を受けた計画の建築物移動等誘導基準（省令第1条）に該当する部分、又は資金計画等の変更をしようとするときは、認定申請が必要です。ただし、特定建築物の建築等の事業の実施時期の変更のうち、事業の着手又は完了の予定年月日の3か月以内の変更であれば不要です。  ○出入口、廊下、エレベーター（以下「E V」という）、便所等について建築物移動等円滑化誘導基準（省令第1条）を満たす必要があります。 ・出入口 多数の者が利用する出入口は、幅90cm以上とすること。直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、幅120cm以上とすること ・廊下 多数の者が利用する廊下は、幅180cm以上とすること。高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設けること ・E V 多数の者が利用するE Vは、かご及び昇降路の出入口幅80cm以上、かごの奥行き135cm以上、かごの幅140cm以上とすること 不特定かつ多数の者が利用するE Vは、かご及び昇降路の出入口幅80cm以上、かごの奥行き135cm以上、かごの幅160cm以上とすること ・便所 多数の者が利用する便所を設けられている階ごとに、1以上車いす使用者用便房と水洗器具を設けた便房を設けること など
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当）
提出時期	随時
提出方法	認定申請書、添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（福祉・ワンルーム担当）
ホームページ	<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004769.html">https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004769.html</a>
備考	